

協議第 27号

特別職報酬等審議小委員会の設置について

特別職の職員の報酬等を審議するため、別紙(案)のとおり小委員会を設置することについて、承認を求める。

平成17年8月8日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会長 磯 良 史

特別職報酬等審議小委員会の設置について

特別職の報酬等については、第 3 回協議会において確認された調整方針に基づき調整を行うものであるが、具体的な金額等についても協議会において協議を行い、新市として適正な報酬額等を定めるものである。

1 調整方針

特別職の職員の給料及び報酬については、類似団体の特別職の職員の給料及び報酬額を参考に調整するものとする。

2 検討方法等

(1) 協議の対象とする特別職

協議の対象とする特別職は、次に掲げる特別職とする。

常勤の特別職	市長（職務執行者を含む。）、助役、収入役、教育長
議会議員	議長、副議長、議員
農業委員会委員	会長、会長代理、委員



(2) 小委員会の設置等

上記の特別職の報酬等について、調整方針に基づき調査、審議を行うため小委員会を設置する。

小委員会の委員は、協議会委員のうちから会長が指名する者 9 名（各市町毎に 3 名ずつ）で構成する。また、専門家として各市町の長が推薦する者各 1 名に、小委員会への出席を求め、審議を行う。



(3) 協議会での協議

小委員会からの報告に基づき、合併協議会において協議、確認を行う。

笠間市特別職報酬等審議小委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市特別職報酬等審議小委員会（以下「小委員会」という。）を設置するため、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）小委員会設置規程（以下「規程」という。）第2条の規定に基づき、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 小委員会は協議会から付託された次の各号に掲げる特別職の報酬等の額及び報酬等に関係する事項について調査し、又は審議するものとする。

- （1）常勤の特別職 市長（職務執行者を含む。）、助役、収入役及び教育長
- （2）議会議員 議長、副議長及び議員
- （3）農業委員会委員 会長、会長代理及び委員

（組織）

第3条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 小委員会は、協議会の委員のうちから会長が指名する9名の者をもって組織する。この場合において、会長は、笠間市、友部町及び岩間町（以下「各市町」という。）毎に3名の委員を指名するものとする。

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 1名

2 役員は、小委員会の委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、3分の2以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

（関係者等の出席）

第6条 小委員会は、専門的な立場から助言を行う者として、各市町の長が推薦する者各1名に出席を求め、審議に加えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における調査又は審議の経過並びにその結果について、協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成17年 月 日から施行する。

笠間市特別職報酬等審議小委員会名簿

市 町 名	氏 名	備 考
笠 間 市	渡 辺 浩 一	協議会委員
	佐 藤 英 男	協議会委員
	小 里 敏 郎	協議会委員
友 部 町	上 野 登	協議会委員
	桑 野 正 巳	協議会委員
	瀬 畑 洋 子	協議会委員
岩 間 町	小 磯 章 一	協議会委員
	藤 枝 一 弘	協議会委員
	上 野 真	協議会委員

市 町 名	氏 名	備 考
笠 間 市	大 関 永 子	第6条第1項に規定する者
友 部 町	鈴 木 征 夫	第6条第1項に規定する者
岩 間 町	田 山 ^{あき} 哲 ^お 夫	第6条第1項に規定する者